

～自営業・農業に従事されている保護者の皆様へ～

これまで当市では、保育施設を利用される方のうち、自営業や農業に従事されている方の就労状況について、地域にお住いの民生委員の確認を受けていただくようお願いしておりましたが、保護者の皆様の負担を軽減する観点から、**民生委員の確認を必要としない方法へ**変更することとしました。

今後の取扱いについては以下のとおりですので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、保護者様の判断により、民生委員の確認を受ける方法が容易である場合には、従来どおり「就労状況申告確認書」をご提出いただくことも差し支えありません。

■今後の提出書類等

証明書が必要な方			提出書類
自営業	経営主 (開業)	経営主以外に証明できる 担当者等が <u>いない</u> 場合	・就労証明書 ※<u>本人</u>が記入したもの + 次の書類から1点 ・開業届の写し ・税申告書の写し ・自営業に従事していることがわかる資料
		経営主以外に証明できる 担当者等が <u>いる</u> 場合	・就労証明書 のみ ※<u>本人以外</u>が記入したもの
	内職（未開業）		・就労証明書 ※<u>本人</u>が記入したもの + 次の書類から1点 ・税申告書の写し ・取引状況がわかる資料
農業	経営主	経営主以外に証明できる 担当者等が <u>いない</u> 場合	・就労証明書 ※<u>本人</u>が記入したもの + 次の書類から1点 ・耕作証明書と農地台帳 ・税申告書の写し
		経営主以外に証明できる 担当者等が <u>いる</u> 場合	・就労証明書 のみ ※<u>本人以外</u>が記入したもの
	経営主以外		・就労証明書 のみ ※<u>本人以外</u>が記入したもの

■添付書類の取得方法等

	添付書類	取得方法・場所等
共通	税申告書の写し	市町村へ税の申告をした際に交付されています。
自営業	開業届の写し	税務署へ開業を届け出た際に交付されています。
	自営業に従事している ことがわかる資料	営業許可書、店舗の賃貸契約書、取引先との請負契約書、店舗や事業所等のホームページ（事業内容・営業時間・実績等を掲載したページ）をプリントアウトしたもの等
	取引状況がわかる資料	取引先、取引日、売上、取引先とのやり取りの履歴等の記載があり、自営業に従事していると総合的に判断できる資料に限ります。
農業	耕作証明書、農地台帳	いずれも十和田市農業委員会事務局（市役所別館4階）で、無料で取得できます。